

## 67—05 P

**特許異議の申立てについての審理****1. 審理機関と審判官**

## (1) 審理機関（特 § 114①）

特許異議の申立ては、審理の公平性、独立性及び的確性を十分に担保するため、審判官の合議体により審理する。

## (2) 審判官・審判書記官の指定（特 § 116→特 § 137①、特 § 117①、特施規 § 45 の 6→特施規 § 48②）（→12—01～04）

特許庁長官は、各特許異議申立事件について審判官・審判書記官を指定しなければならない。

審判官・審判書記官が指定・変更されたときは、当該審判官・審判書記官の氏名を特許権者、特許異議申立人及び参加人に通知する。

## (3) 審判長の権限（特 § 116→特 § 138）

特許庁長官は、指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。審判長は、その特許異議申立事件に関する事務を総理する。

## (4) 除斥又は忌避の申立て（特 § 116→特 § 139～144、特 § 117②→特 § 144 の 2⑤）（→59—01）

特許権者、特許異議申立人又は参加人は、審判官・審判書記官に対し、除斥又は忌避の申立てをすることができる。

**2. 特許異議の申立ての審理の開始**

(1) 複数の特許異議の申立てがあったときは、原則として審理を併合し、合議体は、全ての申立理由を整理し、まとめて審理する（特 § 120 の 3①）（→67—07）。本案審理は、特許異議申立期間の経過を待って行う。

(2) 特許異議申立期間の経過前であっても、特許権者が希望すれば、特許異議申立期

間の経過前に審理を開始する（→67—08）。

- (3) 特許異議の申立てについての審理は、特許異議申立書又は特許異議申立人から提出された意見書に記載された理由及び証拠に対し特許権者が答弁するのではなく、審判長が通知した取消理由に対し特許権者が意見書等を提出することにより進行する。

### 3. 審理の範囲

#### (1) 審理の対象

審理の対象は、特許異議の申立てがされた請求項に限られる（特§120の2②）。

複数の特許異議の申立てがあった場合、原則審理は併合され（→67—07）、当該併合した特許異議の申立てのいずれかにおいて申立てがされた請求項は、全て審理の対象となる。

#### (2) 特許異議の申立ての理由及び証拠に基づく審理

特許異議申立人が申し立てた理由及び証拠に基づいて審理する（例1～3）。

(例1) 特許異議の申立ての理由及び証拠を追加や変更なく採用

特許異議申立人甲が証拠A，Bの組合せを提出したときに、適切であることから追加や変更なく用いる場合。

(例2) 特許異議の申立ての理由及び証拠から取消理由になり得る適切なものを採用

特許異議申立人甲が証拠A，Bの組合せまたはC，Dの組合せを選択的に提出したときに、A，Bの組合せを取消理由の根拠として用いる場合。

(例3) 複数の特許異議の申立ての理由及び証拠から取消理由になり得るものを採用

特許異議申立人甲が証拠A，Bの組合せ、同乙が証拠C，Dの組合せ、同丙がEを提出したときに、A，Bの組合せ、及びEのそれぞれを取消理由の根拠として用いる場合。

#### (3) 職権審理

合議体は、職権により、特許異議申立人が申し立てない理由についても審理することができ（特§120の2①）、また、特許異議申立人が申し立てない証拠の採用も可能である。

職権審理の発動は合議体の義務ではなく裁量権とされている。合議体が職権審理の権限を発動するか否かは、特許庁自らが当該特許処分 of 適否について審理し、当

該特許に瑕疵があるときは、その是正を図ることにより、特許の早期安定化を図るとの制度の趣旨（→67—00）を踏まえ、その事件が公益に及ぼす影響、職権探知をすることによる審理遅延の可能性、職権探知の結果としての真実発見の可能性、等を総合的に考慮し、事案に応じて合議体が決定すべきものである。

職権審理により特許異議申立人が申し立てない理由や証拠を用いる例として、証拠の組合せ（例4）、特許異議申立人が提出していない証拠の採用（例5）、適用条文の変更（例6）等が挙げられる。

（例4）複数の特許異議の申立てにおいて提出された証拠の組合せ

特許異議申立人甲が証拠A、B、同乙が証拠C、Dを提出したときに、AとDの組合せを取消理由の根拠として用いる場合。

（例5）特許異議申立人が提出していない証拠を用いる場合

特許異議申立人が提出した証拠A、Bに加えて、審査において提示された証拠Cを取消理由の根拠として用いる場合。

特許異議申立書により申し出た証拠に基づく進歩性等の取消理由を裏付ける証拠（技術分野の技術常識を示す文献など）や申立ての理由となった記載要件違反を立証するための証拠を、補足するため、職権調査により発見した証拠を用いる場合。

（例6）適用条文の変更

特許異議の申立ての理由において、新規性（特§29①）の適用が主張されているのに対して、進歩性（特§29②）の適用が妥当と判断する場合。

なお、特許異議の申立てでは、特に、早期に最終的な判断を示すことが求められているから、特許異議申立人が申し立てない証拠は、上記（例5）の場合のほか、審判官がきわめて容易に入手できる証拠に限り採用する。

一方、特許異議申立期間を特許掲載公報発行の日から6月以内に限定し（特§113①）、かつ、特許異議申立書に請求の理由の記載を求めること（特§115①三）、特許異議申立書の補正も当該期間後は制限を設けていること（特§115②）に鑑み、刊行物等提出書で提出された文献であって、特許異議申立期間経過後に提出されたものは、適切な取消理由を構成することが一見して明らかな場合を除き、証拠として用いない。

#### 4. 書面審理

特許異議の申立てについての審理は、全件書面審理による（特 § 118①）。

#### 5. 証拠調べ及び審尋

##### (1) 証拠調べ（特 § 120→特 § 150、特 § 151）

###### ア 証拠調べ（→35—00）

特許異議申立人等からの証拠調べの申立てがされたとき又は職権で、合議体が必要があると認めた場合は、証拠調べをする。

証拠が特許公報等以外のもの（人証、検証物）であるときは、証拠調べをすることがあり、証拠調べにあたっては、特許異議申立人、特許権者及び参加人に出頭が要請される。

###### イ 取消理由通知

証拠調べに基づく審理の結果、特許を取り消すべきと判断したときは、取消理由を通知し、特許権者に意見書の提出及び訂正の請求の機会を与える。

###### ウ 複数の特許異議の申立てが併合された場合

複数の特許異議の申立ては、原則併合されるところ、証拠調べの結果は、併合した全ての特許異議の申立ての判断の基礎とすることができる。

##### (2) 審尋（特 § 120 の 8→特 § 134④）（→37—02）

合議体が、特許権者又は特許異議申立人の意見を聴く必要があると認めたときは、審尋をする。

#### 6. 提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供の求め

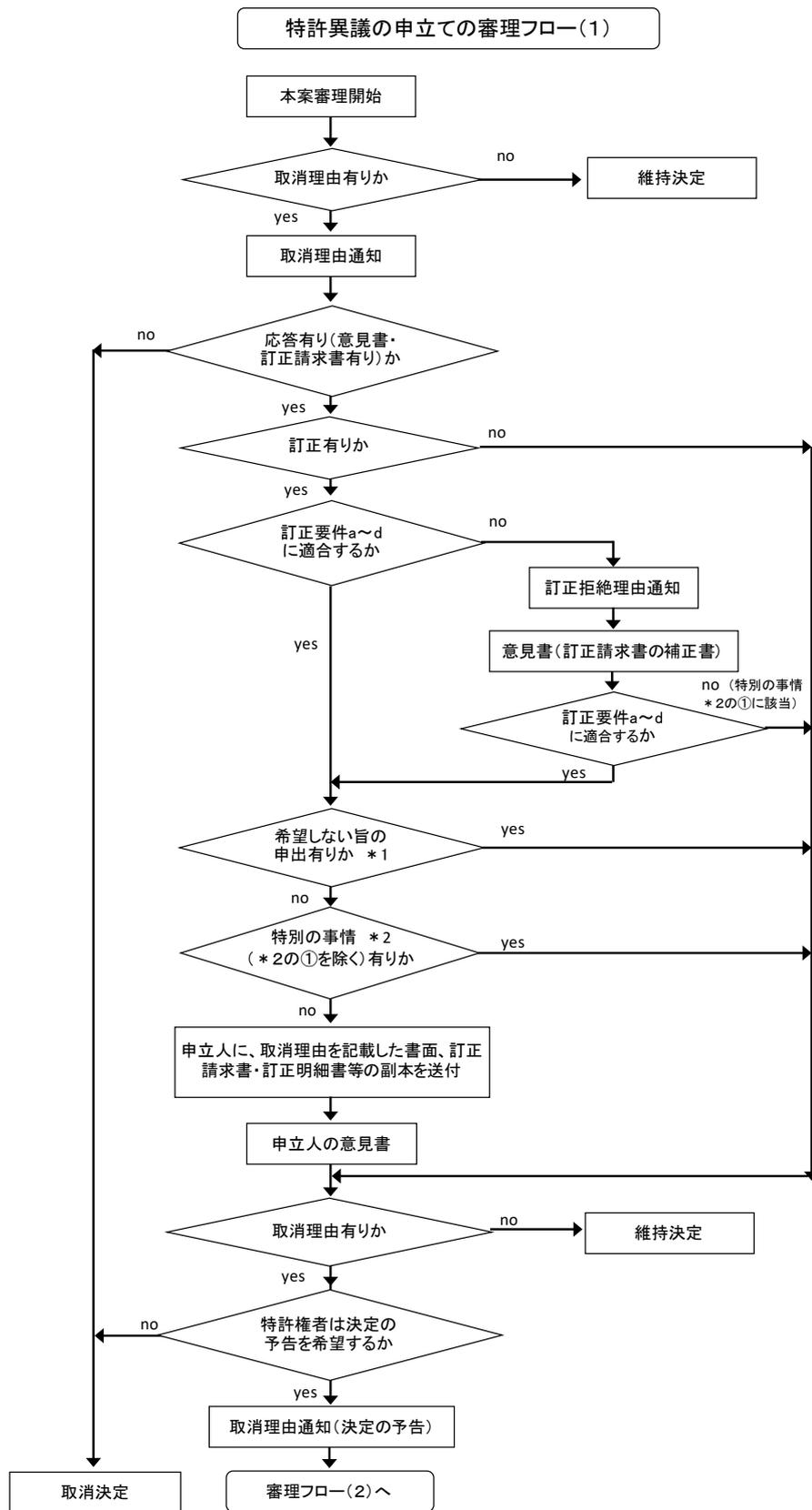
審判官は、決定書の作成に用いるときその他必要があると認める場合において、特許権者、特許異議申立人又は参加人が提出した書面又は提出しようとする書面に記載した情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を有しているときは、その特許権者、特許異議申立人又は参加人に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することを求めることができる（特施規 § 45 の 6→特施規 § 50 の 11）。（具体的な提出方法については、特許庁ウェブ

サイトを参照。)

## 7. 取消決定が取り消された事件の審理

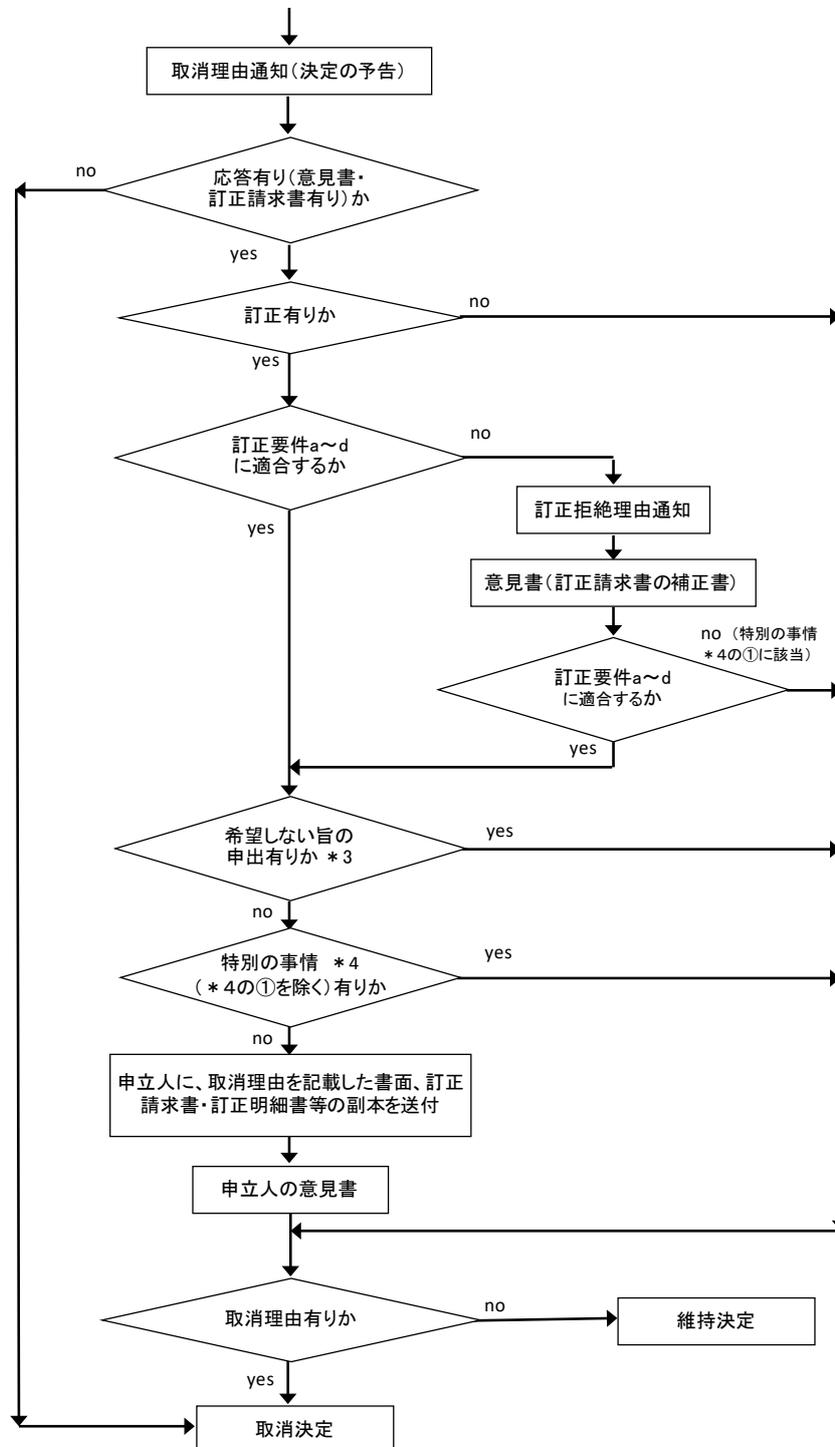
取消決定が裁判所により取り消された事件については、特許庁において通常の審理と同様に審理を再開する。裁判所により取り消された決定における理由とは異なる理由で、特許を取り消すべき旨の判断となったときは、取消理由通知（決定の予告）を行う。また、取り消すべき理由を構成できないときには、維持決定をする。

(改訂 R1.6)



\*1 異議申立人から意見書の提出を希望しない旨の申出があったか。  
 \*2 特別の事情にあたる場合(67—05.4の2を参照。)

## 特許異議の申立ての審理フロー(2)



\*3 異議申立人から意見書の提出を希望しない旨の申出があったか。

\*4 特別の事情にあたる場合（取消理由通知(決定の予告)後）(67—05.5の4.を参照。)